

# デジタル経済課税 GloBE ルールにおける グループ内取引に関する経過措置について

July 2022

---

## In brief

---

2021年12月にOECDから公表された第2の柱におけるGlobal Anti-Base Erosion Rule(GloBEモデルルール:以下、「モデル規則」)は、多くの国・地域において早ければ2023年からの導入を目指し、法制化が進んでいます。

我が国においても、GloBEモデルルールは、早ければ2023年度(令和5年度)改正として法制化され、同年度以降、一定規模以上の多国籍企業に適用される可能性が見えてきました。企業においては、法制化までに本ルールの適用による自社グループへの影響を検討することを早急に開始し、その対処方法を決定する必要があります。

本ニュースレターでは、GloBEモデルルールのうち、構成事業体間での資産の移転に関する経過措置を解説します。

本解説は、「モデル規則」およびコメントリーを参考としています。本ルールの適用にあたって、今後、公表されるImplementation Frameworkや国内法の内容を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

---

## In detail

---

### 1. すでに始まっているGloBEルールの経過措置の期間

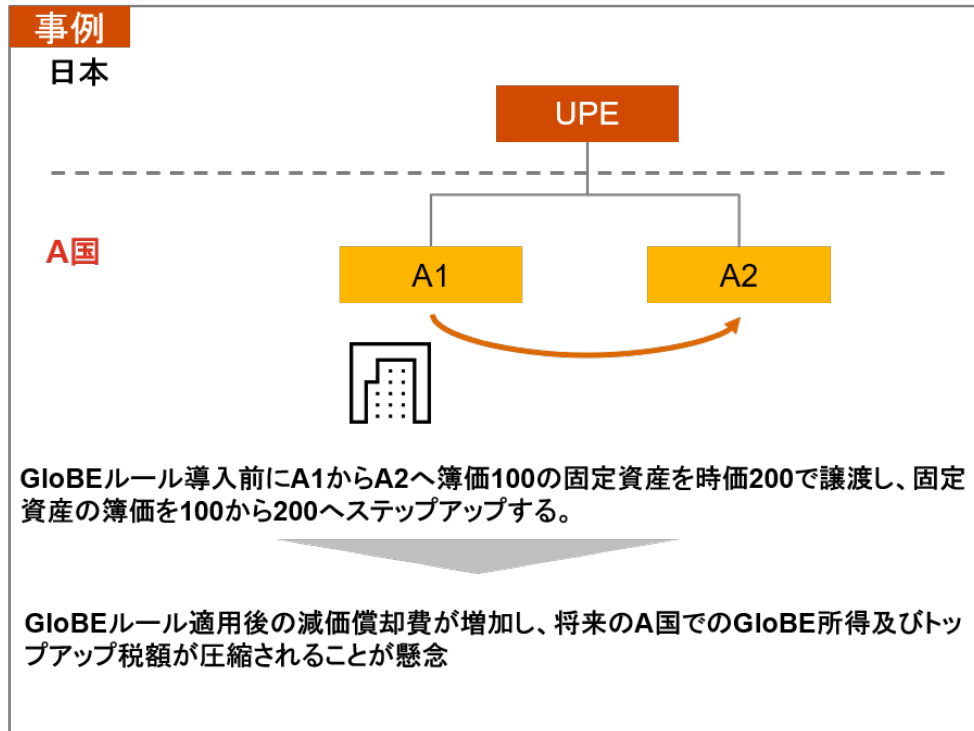
GloBEモデルルールは、現在、各国で導入が検討されており、日本においても、2023年度(令和5年度)税制改正以後での導入準備が進んでいます。しかしながら、GloBEモデルルールの中には、導入前の取引に関して経過措置で影響を受けるルールが存在しますので、留意が必要です。

本ニュースレターではGloBEモデルルールにおいて経過措置を定める第9章のうち、Article 9.1.3で定めるルールを紹介します。2021年11月30日より後に実施する構成事業体間の資産の移転に関して、資産の取得をした構成事業体の簿価は、通常、取引時の時価となりますが、このArticleでは、その簿価について、資産の譲渡をした構成事業体の簿価により、GloBEルールの適用をすることが定められています。併せて、GloBEルールに引き継がれる繰延税金費用についても、当該簿価に基づいた金額とされます。

この経過措置は、GloBEモデルルールの導入前に特定の資産に関してグループ間取引を行い、譲渡益についてGloBEモデルルールにおけるトップアップ課税を受けずに簿価を引き上げ、GloBEモデルルール導入後のGloBE所得の圧縮を意図した取引を防止する趣旨で導入されています。なお、この経過措置の適用から、棚卸資産は除かれています。

## 2. 今後のグループ間取引に関する注意点

上述の経過措置が適用される事例は、以下のように日本における最終親会社（Ultimate Parent Entity、以下「UPE」）が海外に所有する子会社において、資産譲渡が行われた場合となります。GloBE モデルルールの適用に関して、すでに試算を行い、検討を開始している企業も多くみられます。こうした検討を行う場合、また、今後、グループ内での組織再編が予定されている場合は、ストラクチャー検討の観点から、この経過措置の適用に際しての注意が必要です。



### The takeaway

我が国において、過去の大幅な税制改正の場合には、法制化から適用開始までの準備期間が設けられることが多かったため、企業においては法令を確認しながら準備を進めることが可能な状況となっていました。しかし、今回の GloBE モデルルールは、国際的な合意の下、早ければ 2023 年という早期段階で適用が開始されるため、多国籍企業においては、国内法令の公表前に GloBE モデルルール等の最新情報入手と並行して、その対処方法を検討、準備の必要があります。

また、GloBE モデルルールによって、連結決算用の会計数値を基準に税額が決定されるという、新しい算定メカニズムが導入されます。そのため、各企業内においては、これまで以上に税務担当部門と会計担当部門との連携および、情報収集プロセスや管理体制の確立が必要になります。

当法人は、企業における GloBE モデルルール適用に係るコンプライアンスを支援するため、プロセス全体のプロジェクトマネジメントサービスに加え、国内外の最新税務情報やその影響を試算するツールの提供、IT ツールを活用した業務フローの構築、そして GloBE 情報申告書作成サービスなど、一連の関連サポートを提供いたします。是非お気軽にご相談ください。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー 白土 晴久	顧問 岡田 至康	パートナー 浅川 和仁
パートナー 沼尻 雄樹	パートナー 神保 真人	ディレクター 城地 徳政

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.